

2026年4月10日

ご意見募集の結果と国内株式指数の インデックス構成ルール改定の実施について

野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社 インデックス事業部では、国内株式指数のインデックス構成ルール改定について、本年1月30日から3月2日までご意見を募集しました。その結果を踏まえて決定しましたインデックス構成ルール改定の内容につきまして、以下ご報告いたします。

インデックス構成ルール改定の実施について

お寄せいただいたご意見を考慮し、以下の通り、インデックス構成ルールの改定を実施することに決定いたしました。

1. 対象インデックス

- Russell/Nomura 日本株インデックス
- NOMURA 日本地域別インデックス
- 野村日本株高配当 SMART50
- 野村日本株高配当 70
- 野村日本株高配当 70・配当総額加重型
- 野村日本株高配当 70 マーケットニュートラル指数
- 野村株主還元 70
- 野村企業価値分配指数
- 野村 AI ビジネス 70
- 野村日本株ベータ・セレクト指数
- 野村高利回りJリート指数
- 読売株価指数

2. お寄せいただいた主なご意見及び当社の考え方

a. 会社分割及びスピンオフ

お寄せいただいた主なご意見	当社の考え方
安定持株比率が計算上マイナスとなる場合には、指数用株式数をスピンオフで減る分だけ増やす(スピンオフしても上場するまでは親株の株数を減らさない)形となるでしょうか？	安定持株比率に関して、マイナス値を許容した上で算定いたします。
親株の株数で調整すると、その部分は親株の価格変動の影響を受けます。一方ファンドはスピンオフで割り当てられて価格が動かない銘柄として評価されるのでトラッキング・エラーが生じます。スピンオフした銘柄が上場すれば収斂すると思いますが、一時的なトラッキング・エラーが発生する要因となる点が懸念点となります。	ご認識の通り、安定持株比率での調整を行うと、本来固定化されるべき新規銘柄の時価総額が既採用銘柄の株価変動の影響を受けることから、一時的なトラッキング・エラーの要因となりえます。ダミー銘柄等の新規銘柄の時価総額を固定する方法の採用は、技術的な制約も踏まえ、引き続き検討させていただきます。

b. 特別注意銘柄

お寄せいただいた主なご意見	当社の考え方
特別注意銘柄に指定後速やかに除外するのか、または次回定期見直し時の母集団から外すことで次回定期見直しの際に除外するのかのタイミングについては一長一短があるかと思えます。	指定後の即時除外については、市場における売買集中の影響を踏まえる必要があると考えております。一方で、定期入替における年1回のタイミングのみでの除外は、特別注意銘柄に指定後最大1年程度採用が継続する可能性があり、機動性の観点で課題があります。このため、双方のバランスを鑑み、定期入替及び臨時入替の年4回のタイミングでの除外とさせていただきます。
選定集団からの除外ではなく、構成銘柄からの即時除外の検討も必要と考えます。	
母集団選定日から指数入替日の間に特別注意銘柄に指定(または解除)された場合の取り扱いはどうなりますでしょうか？	基準日時点の状況で判断いたします。そのため、母集団選定日から指数入替日の間に特別注意銘柄に指定された場合は、翌基準日時点で指定されているかどうかで判断いたします。
特別注意銘柄指定より前に、有価証券報告書の虚偽記載や監査法人の不適正意見等の情報から除外されるような仕組みになるとより投資家保護につながるかと考えます。	技術的な制約を踏まえた上で、引き続き検討させていただきます。

3. 改定内容

対象インデックスのインデックス構成ルールブックに、以下の変更、追加を行います。

a. Russell/Nomura 日本株インデックス

- 会社分割及びスピノフ

現行ルール				新ルール			
7.2 資本異動時の修正				7.2 資本異動時の修正			
	資本異動	修正日	採用株価		資本異動	修正日	採用株価
企業再編	会社分割(分割会社)及びスピノフ	権利落日	使用しない ³⁵	企業再編	会社分割(分割会社)及びスピノフ(既採用銘柄分)	権利落日	注記参照 ³⁵
						新規銘柄の上場日	前日株価
					会社分割(被分割会社)及びスピノフ(新規銘柄分)	上場日	公開価格
(新設)				<p>7.3.5 会社分割、スピノフの場合</p> <p>既採用銘柄において、会社分割及びスピノフが発生した際には、新規銘柄を国内株式市場に上場した日に採用する。既採用銘柄の権利落日と新規銘柄の上場日が異なる場合、既採用銘柄の安定持株比率を、権利落日と新規銘柄の上場日に以下の通り修正する。</p> <p>権利落日の既採用銘柄の安定持株比率 $= (\text{安定持株比率}_t \times \text{指数計算用発行済株式数}_t - \text{減少資本} \div \text{野村コンポジット株価}_t) \div (\text{指数計算用発行済株式数}_t - \text{減少資本} \div \text{野村コンポジット株価}_t)$</p> <p>新規銘柄上場日の既採用銘柄の安定持株比率 $= \text{安定持株比率}_t$</p> <p>ここで、添え字 t は減少資本の計算基準日を表す。また、当該処理により、安定持株比率がマイナスの値になることは許容される。</p> <p>新規銘柄の組入時の安定持株比率、Value/Growthプロバビリティとサイズは、新規銘柄の上場日時点の既採用銘柄と同一とし、業種は上場市場の判定に従う。</p>			

● 特別注意銘柄

現行ルール	新ルール								
(新設)	3.4 銘柄選定母集団 ● 特別注意銘柄 特別注意銘柄に指定されている銘柄は銘柄選定母集団に加えない。								
(新設)	6.2 特別注意銘柄指定が解除された場合の取り扱い 特別注意銘柄指定が解除された銘柄に関して、解除日を新規上場日とみなし、6.1 の新規上場銘柄と同等に取り扱う。								
6.2 株式交換、株式移転、合併などの取り扱い	6.3 株式交換、株式移転、合併などの取り扱い								
6.2.1 株式交換、吸収合併の場合	6.3.1 株式交換、吸収合併の場合								
6.2.2 株式移転、新設合併の場合	6.3.2 株式移転、新設合併の場合								
6.3 銘柄の除外	6.4 銘柄の除外								
6.3.1 整理銘柄の指定	6.4.1 整理銘柄の指定								
6.3.2 上場廃止	6.4.2 上場廃止								
(新設)	6.4.3 特別注意銘柄に指定された銘柄の取り扱い 下表における各「基準日」において、特別注意銘柄に指定されている銘柄は、「除外日」に除外する。 <table border="1" data-bbox="810 1178 1404 1366"> <thead> <tr> <th>基準日</th> <th>除外日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月最終営業日</td> <td>6月第1営業日</td> </tr> <tr> <td>7月最終営業日</td> <td>9月第1営業日</td> </tr> <tr> <td>1月最終営業日</td> <td>3月第1営業日</td> </tr> </tbody> </table>	基準日	除外日	4月最終営業日	6月第1営業日	7月最終営業日	9月第1営業日	1月最終営業日	3月第1営業日
基準日	除外日								
4月最終営業日	6月第1営業日								
7月最終営業日	9月第1営業日								
1月最終営業日	3月第1営業日								
6.3.3 銘柄選定母集団の定義に著しくそぐわなくなった場合	6.4.4 銘柄選定母集団の定義に著しくそぐわなくなった場合								
6.3.4 Prime インデックス構成銘柄の期中除外ルール	6.4.5 Prime インデックス構成銘柄の期中除外ルール								

b. 読売株価指数

● 会社分割及びスピノフ

現行ルール	新ルール																						
<p>4.1.3 会社分割、スピノフの場合</p> <p>既採用銘柄において会社分割及びスピノフが発生した際には、分割及びスピノフされた銘柄を新規上場日に採用する。</p> <p>ただし、新規上場日以降に初めて到来したウェイト調整日において、分割及びスピノフされた銘柄が所定の 時価総額基準を満たさない場合は、対応するウェイト調整日に当該分割及びスピノフ銘柄を除外する。</p>	<p>4.1.3 会社分割、スピノフの場合</p> <p>既採用銘柄において、会社分割及びスピノフが発生した際には、新規銘柄が国内株式市場に上場した日に新規銘柄を採用する。既採用銘柄及び新規銘柄の組入時の組入比率は、既採用銘柄と新規銘柄の合計指数組入時価総額が当該イベント前後で不変となるように決定する。また、新規銘柄の業種は上場市場の判定に従う。</p> <p>ただし、会社分割またはスピノフが発生した日以降に初めて到来するウェイト調整基準日を用いて実施されるウェイト調整日に、次の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新規銘柄を 2.2 の銘柄選定母集団に追加する。 ● 新規銘柄または既採用銘柄がウェイト調整基準日時点の母集団内において、直近60営業日平均売買代金上位 600 位以内、かつ直近 20 営業日平均浮動株調整時価総額上位 333 位以内の条件を満たさない場合、当該銘柄を除外する。 																						
<p>4.2.3 母集団の定義に著しくそぐわなくなった場合</p>	<p>4.2.4 母集団の定義に著しくそぐわなくなった場合</p>																						
<p>5.4 資本異動時の修正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>資本異動</th> <th>修正日</th> <th>採用株価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業再編</td> <td>会社分割(分割会社)及びスピノフ</td> <td>権利落日</td> <td>使用しない¹⁷</td> </tr> </tbody> </table>		資本異動	修正日	採用株価	企業再編	会社分割(分割会社)及びスピノフ	権利落日	使用しない ¹⁷	<p>5.4 資本異動時の修正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>資本異動</th> <th>修正日</th> <th>採用株価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">企業再編</td> <td rowspan="2">会社分割(分割会社)及びスピノフ(既採用銘柄分)</td> <td>権利落日</td> <td>注記参照¹⁷</td> </tr> <tr> <td>新規銘柄の上場日</td> <td>前日株価</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会社分割(被分割会社)及びスピノフ(新規銘柄分)</td> <td>上場日</td> <td>公開価格</td> </tr> </tbody> </table>		資本異動	修正日	採用株価	企業再編	会社分割(分割会社)及びスピノフ(既採用銘柄分)	権利落日	注記参照 ¹⁷	新規銘柄の上場日	前日株価		会社分割(被分割会社)及びスピノフ(新規銘柄分)	上場日	公開価格
	資本異動	修正日	採用株価																				
企業再編	会社分割(分割会社)及びスピノフ	権利落日	使用しない ¹⁷																				
	資本異動	修正日	採用株価																				
企業再編	会社分割(分割会社)及びスピノフ(既採用銘柄分)	権利落日	注記参照 ¹⁷																				
		新規銘柄の上場日	前日株価																				
	会社分割(被分割会社)及びスピノフ(新規銘柄分)	上場日	公開価格																				

● 特別注意銘柄

現行ルール	新ルール
(新設)	2.2 銘柄選定母集団 <ul style="list-style-type: none"> ● 特別注意銘柄 特別注意銘柄に指定されている銘柄は銘柄選定母集団に加えない。
(新設)	2.2.2 特別注意銘柄の母集団への組入 特別注意銘柄指定が解除された銘柄に関して、解除日を新規上場日とみなし、2.2.1 の大型新規上場銘柄と同等に取り扱う。
(新設)	4.2.3 特別注意銘柄に指定された銘柄の取り扱い ウェート調整基準日において、特別注意銘柄に指定されている銘柄は、当該ウェート調整において除外する。

c. その他株式指数

● 会社分割及びスピノフ

現行ルール	新ルール																	
(新設)	会社分割、スピノフの場合 既採用銘柄において、会社分割及びスピノフが発生した際には、新規銘柄が国内金融商品取引所に上場した日に新規銘柄を採用する。既採用銘柄及び新規銘柄の組入時の組入比率は、既採用銘柄と新規銘柄の合計指数組入時価総額が当該イベント前後で不変となるように決定する。また、新規銘柄の業種は上場市場の判定に従う。																	
資本異動時の修正	資本異動時の修正																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本異動</th> <th>修正日</th> <th>採用株価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会社分割(分割会社)及びスピノフ</td> <td>権利落日</td> <td>使用しない[#]</td> </tr> </tbody> </table>	資本異動	修正日	採用株価	会社分割(分割会社)及びスピノフ	権利落日	使用しない [#]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本異動</th> <th>修正日</th> <th>採用株価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">会社分割(分割会社)及びスピノフ(既採用銘柄分)</td> <td>権利落日</td> <td>注記参照[#]</td> </tr> <tr> <td>新規銘柄の上場日</td> <td>前日株価</td> </tr> <tr> <td>会社分割(被分割会社)及びスピノフ(新規銘柄分)</td> <td>上場日</td> <td>公開価格</td> </tr> </tbody> </table>	資本異動	修正日	採用株価	会社分割(分割会社)及びスピノフ(既採用銘柄分)	権利落日	注記参照 [#]	新規銘柄の上場日	前日株価	会社分割(被分割会社)及びスピノフ(新規銘柄分)	上場日	公開価格
資本異動	修正日	採用株価																
会社分割(分割会社)及びスピノフ	権利落日	使用しない [#]																
資本異動	修正日	採用株価																
会社分割(分割会社)及びスピノフ(既採用銘柄分)	権利落日	注記参照 [#]																
	新規銘柄の上場日	前日株価																
会社分割(被分割会社)及びスピノフ(新規銘柄分)	上場日	公開価格																

● 特別注意銘柄

現行ルール	新ルール
(新設)	銘柄選定母集団 ● 特別注意銘柄 特別注意銘柄に指定されている銘柄は銘柄選定母集団に加えない。

4. 適用時期

今回の改定内容は、2026年5月11日から適用されます。

【お問い合わせ先】

野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
インデックス事業部

idx_mgr@nfrco.jp